

第二期プラン（子ども・子育て支援給付：教育・保育推進部会）の概要について

1. 今回の見直しのポイント

①「教育・保育提供区域」の見直し（素案 P110 ～ P113）

「14区域」から「8区域」（旧宮崎市を4区域に分割+4総合支所管内）に見直し

②企業主導型保育事業を確保方策に盛り込む（素案 P117～ P121、P123）

国の二期プランにおける考え方に基き、平成28年度から開始している内閣府の助成制度である「企業主導型保育事業」を確保方策に盛り込み（P119～P122）、制度の概要を記載（P124）

③認定こども園の認可・認定方針（素案 P122）

「意向調査に基づく認可」から、「待機児童が発生している区域において、量の見込みによる需給状況により必要と判断された場合に限り認可・認定」に見直し

④幼児教育・保育の無償化の概要を記載（素案 P123）

子ども・子育て支援法第二章 子ども・子育て支援給付に基づき、「子育てのための施設等利用給付」である、「幼児教育・保育の無償化」（令和元年10月1日開始）について概要を説明

⑤児童手当の概要を記載（素案 P124）

子ども・子育て支援法第二章 子ども・子育て支援給付に基づき、「子どものための現金給付」である児童手当について概要を説明

2. 「量の見込み」及び確保方策について

（1）「量の見込み」の算定方法

①平成30年度の市民意識調査での就労意向を基に就労移行率を推計

②就労移行率に前年度の未就学児における利用申込児童の割合（申込率）を乗じることで、次年度の推計申込率を算定

③推計児童数に推計申込率を乗じて「量の見込み」を算定

※就労移行率は、令和4年度以降は同率で推移すると推計（就労率が現に高いため）

※2・3号認定は就労率が増えるほど増加すると推計、逆に1号認定は就労率が増えれば2・3号認定に移るため減少すると推計

（2）1期プランにおける主な確保方策

①保育所または地域型保育事業の新規認可（認可外からの認可など）

②認定こども園への移行（認可・認定）

③施設整備補助を活用した保育定員増

④施設面積や保育士等の人員配置に余裕がある施設における保育定員増

⑤企業主導型保育事業（内閣府直轄）の推進に伴う「地域枠」の設定（※H28～）

（3）二期プランにおける確保方策の考え方

「量の見込み」算出にあたり作成した人口推計によると、二期プランの今後5年間で未就学児の人口が1,717人減少（21,333人→19,616人）と1期プラン期間よりも少子化が進むことが予測されている。そのため、新たに施設を認可していくと、今後の少子化により施設の供給過多になった場合に、運営困難に陥る施設も出てくることも予想されることから、二期プランにおいては、新規認可よりも、既存の施設の定員の見直しに重きをおいて、教育・保育体制を確保することとした。

また、企業主導型保育事業の地域枠も確保方策に取り入れ、市全体においては、令和2年度（当初）以外は、供給不足にならないように、定員を確保することとした。